

たばこ税

1. たばこ税については、国民の健康の観点から、たばこの消費を抑制するため、将来に向かって、税率を引き上げていく必要がある。その判断にあたっては、たばこの消費や税収、葉たばこ農家、小売店、製造者等に及ぼす影響等を見極めつつ行っていくこととする。その過程で、たばこ法制について、現行のたばこ事業法を改廃し、たばこ事業のあり方について、上記のたばこ関係者の生活や事業の将来像を見据えて、新たな枠組みの構築を目指すこととする。
2. 上記の方針に沿って、22年度において、1本あたり3.5円の税率引上げ（価格上昇は5円程度）を行う。
税率引上げにあたっては、国と地方の配分比率を1：1とする。
3. 実施時期は、平成22年10月1日とする。